

なぜ、全労済の「自賠償共済」を推進するのか？

■自賠償共済とは？

自賠償共済（保険）は、法律で加入が義務付けられている制度で、車やバイクを運転中に、他人にけが・死亡させた場合の対人賠償事故を補償するものです。もし加入しないまま車やバイクに乗ると、法律により罰せられます。

[自賠償共済（保険）の補償内容]

- 人身事故に関する損害のみで、車の損害など対物損害は支払対象外となります。
 - 補償に上限額があります（傷害 120 万円、死亡 3,000 万円、後遺障害 4,000 万円）。
- ※自賠償共済（保険）を超える、もしくは自賠償では補償しない様々な損害を補償するのが「マイカー共済」です。

■全労済の「自賠償共済」を推進するメリット

① 契約者（組合員）サービスの向上

全労済のマイカー共済と自賠償共済をセットで利用することにより、自賠償共済掛金に含まれる損害調査費を（マイカー共済の損害調査費とあわせて、全労済が）活用することができるようになります。自賠償共済の加入拡大により、マイカー共済の損害調査体制の充実・強化につながり、これが契約者（組合員）サービスの向上につながることとなります。

② 単組財政への貢献

全労済の自賠償共済を単組が取り次ぐことにより、1件あたり1,600円の事務手数料が単組に交付されます。